

## 第7章 整備基本計画

本章では、仙台城跡の整備における地区区分計画と地区ごとの現状と課題および具体的な対策方針を記載し、それに基づいて史跡の調査・保存・整備・活用・管理運営等について必要な項目を整理し記載します。

### 7-1 全体計画および地区区分計画

#### 1 全体計画

本計画では仙台城跡の整備について前章で提示したコンセプトおよび基本理念・基本方針に基づき、実効性のある10年間（令和3～12年）の計画を設定します（第8章P.98～108）。なお、11年目以降の整備内容については後期整備の実施状況等を勘案し、本計画の見直しを行い検討していきます。

整備の基準となる時期は、原則として城郭が機能した最終の時期である幕末期としますが、遺構の残存状況等によっては、曲輪や整備ゾーン単位などで、そのほかの適切な整備の基準となる時期を検討します。

#### 2 地区区分計画

整備にあたり、仙台城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して地区区分を行い、A～Fの6つの整備ゾーンを設定します。さらに、それぞれのゾーン内での保存と活用および整備方針に基づいて合計で14の整備区域を設定します（表7-1）。各ゾーンおよび区域の詳細と、現状と課題および対応方針についてはP.55～66で詳述します。

なお、整備ゾーン・整備区域は、平成16年3月策定の「仙台城跡整備基本構想」に基づいていますが、本丸北西地区が追加指定されたこと等により、一部内容を見直しました。

表7-1 整備ゾーンと整備区域

整備ゾーン名	整備区域	範囲
A 水系整備ゾーン	①御裏林整備区域	御裏林の御清水 <sup>*</sup> ～中島池跡 ～五色沼～長沼の一带
	②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域	
B 本丸整備ゾーン	③本丸御殿整備区域	本丸跡の一带
	④本丸縁辺地整備区域	
	⑤本丸北西部整備区域	
C 大手門整備ゾーン	⑥大手門整備区域	大手門～二の丸詰門～中島池 跡～扇坂下の一带
	⑦二の丸詰門整備区域	
	⑧扇坂下整備区域	
D 東丸（三の丸）整備ゾーン	⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	東丸（三の丸）跡の一带（五 色沼、長沼含む）
	⑩東丸（三の丸）外構整備区域	
E 登城路整備ゾーン	⑪登城路整備区域	巽門からと大手門からの本丸 へ至る登城路とその一带
	⑫造酒屋敷整備区域	
F 崖地整備ゾーン	⑬追廻厩整備区域	本丸東および南の崖地の一带
	⑭崖地整備区域	

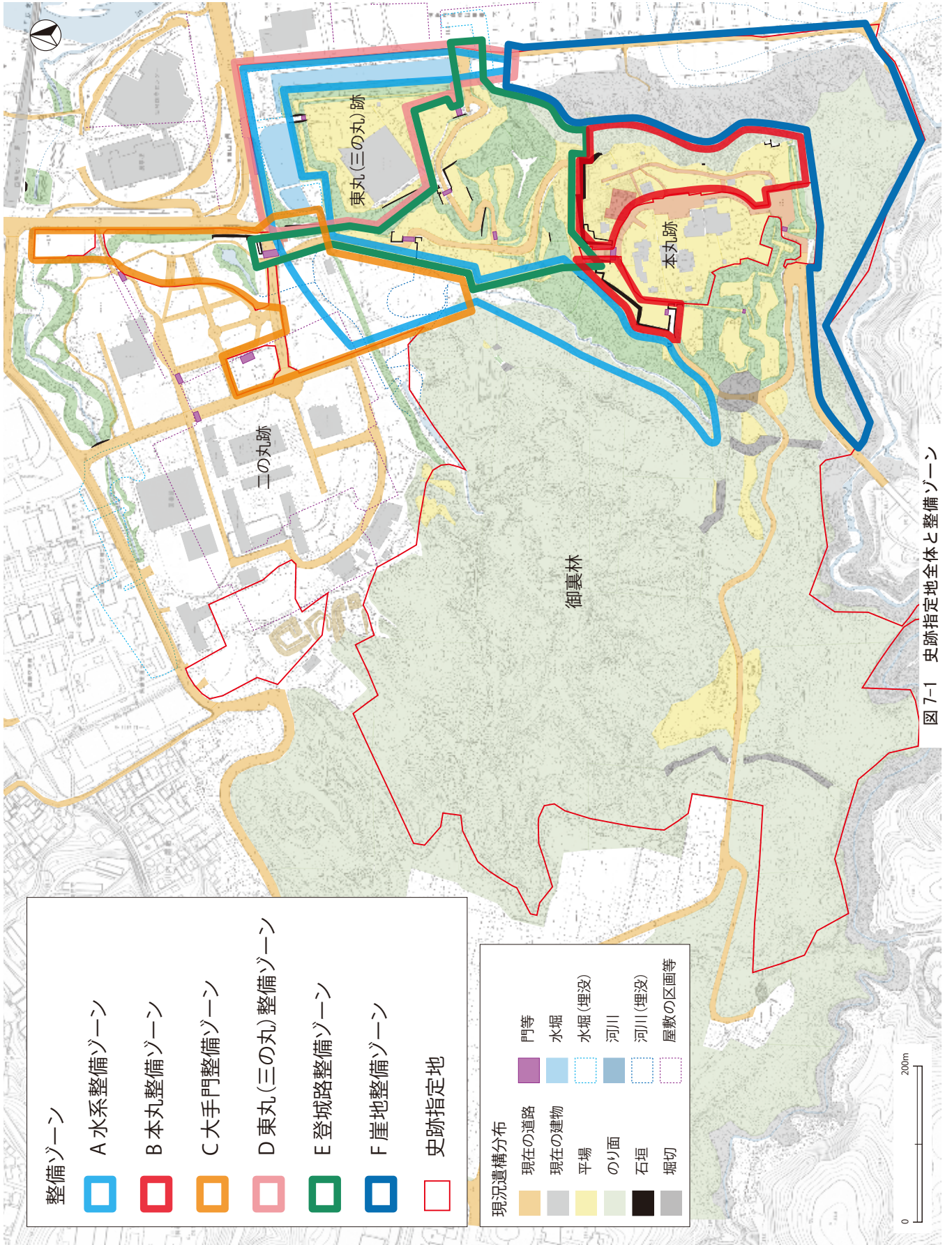


図 7-1 史跡指定地全体と整備ゾーン



【整備ゾーンおよび整備区域の現状・課題と整備等の対応方針】

設定したそれぞれの整備ゾーンの概要と、整備区域の現状・課題、整備等の方針を整理します。

A 水系整備ゾーン

水辺を散策しながら、自然環境を利用した城郭の水利システムについて理解を深めるゾーンです。主に、水系の維持管理を目的とした整備を行います。なお、後述する「大手門整備ゾーン」や「東丸（三の丸）整備ゾーン」と一部範囲が重複していますが、水系整備ゾーンでは水系に関連した維持や整備を実施します。

①御裏林整備区域

御裏林内に流れる、御清水から中島池に至る水系を構成要素とした区域です。天然記念物青葉山の指定地であり、東北大学が東北大学植物園として管理しています。

②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域

中島池跡から五色沼、長沼に至る水系を構成要素とした区域です。



御清水



五色沼



長沼

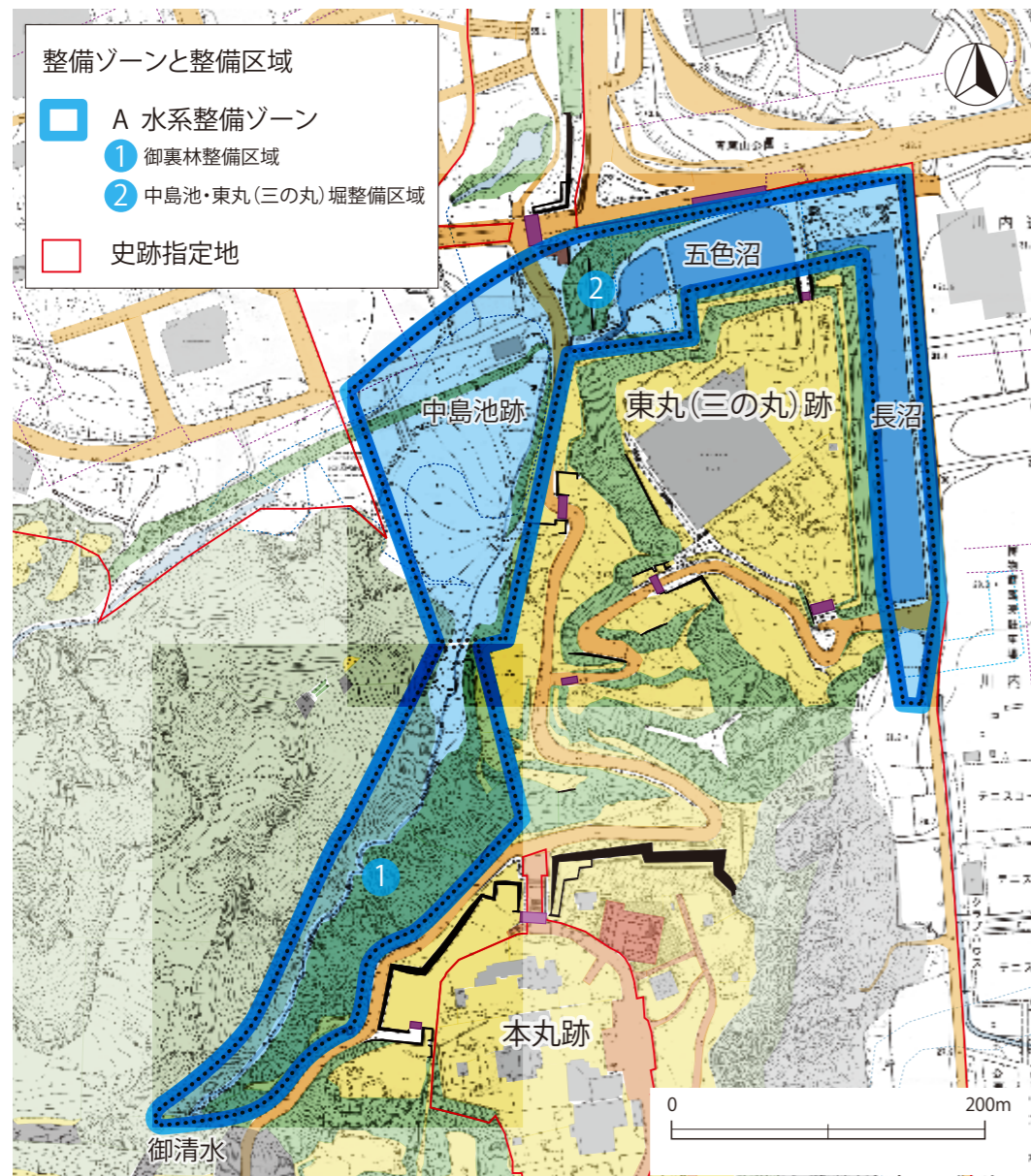


図 7-2 A 水系整備ゾーン

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
①御裏林整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>城郭の一部としての自然地形</li> <li>天然記念物青葉山</li> <li>御清水</li> </ul>	仙台城の堀や本丸等の水源である御清水の周辺には、本丸取水口の貯水槽と考えられる遺構（石垣）が未整備の状態に残存している。	→関係機関と連携し遺構の実態解明のための調査を行い、その成果に基づく整備を検討する。
		御清水周辺には、近代以降に設置されたコンクリート製構造物が残置され、史跡の景観上、ふさわしい状況となっていない。	→コンクリート製構造物の撤去を目指す。 →関係機関と整備に向けた調整を行い、御清水周辺の遺構と周辺の自然環境とが調和した整備を目指す。
		御清水までの動線が未整備である。	→城郭全体の水利システムを来訪者が理解できる整備を検討し、案内サインの設置、御清水までの園路等の整備を目指す。
		天然記念物青葉山の管理と仙台城跡の管理等の調整が十分に図られていない。	→関係機関と調整し、仙台城跡と青葉山の調和的な管理および整備を目指す。
②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>各曲輪</li> <li>区域内の遺構</li> <li>城郭の一部としての自然地形</li> <li>堀跡</li> </ul>	御清水を水源とする仙台城跡の水利システムについて周知が図られていない。	→仙台城跡の特徴の一つとして、御清水から中島池、五色沼、長沼から広瀬川にいたる水利システムを広く周知できるよう整備を目指す。
		五色沼および長沼に湛える水について維持管理を行っているが、整備に伴い拡大する維持管理範囲について検討が図られていない。	→維持管理範囲の拡大後も、関係部局と連携のうえ、計画的な清掃と浚渫*工事をより一層充実させ、継続的な水質管理を行う。



**B 本丸整備ゾーン**

本丸跡と、本丸跡から望める関連歴史資産との関係性について理解を深めるゾーンです。主に本丸跡の遺構表示等の整備と、眺望に関する整備を行います。

**③本丸御殿整備区域**

大広間跡や御成門跡等の本丸御殿の遺構を構成要素とした区域です。

**④本丸縁辺地整備区域**

懸造や異櫓等が存在していた区域です。大番士土手には、土塁遺構が現存しています。

**⑤本丸北西部整備区域**

西門跡の虎口や石垣を構成要素とした区域です。

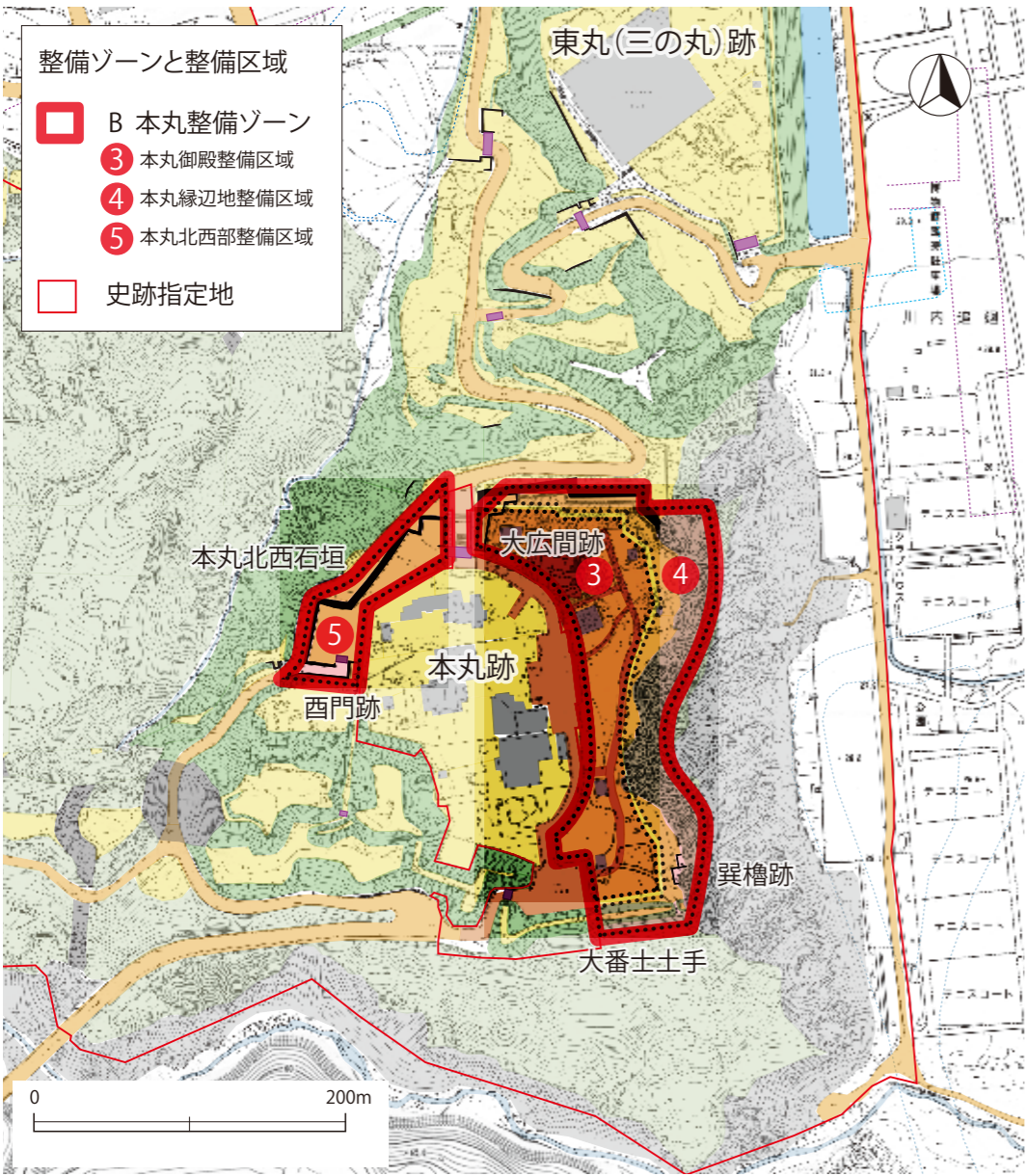


図 7-3 B 本丸整備ゾーン



本丸北西石垣



異櫓跡周辺



本丸跡北半部

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
③ 本丸御殿整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要曲輪</li> <li>石垣</li> <li>門跡</li> <li>区域内の遺構（大広間跡他）</li> <li>区域内の出土遺物</li> </ul>	発掘調査が十分に実施されておらず、区域内の実態が明らかになっていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		仙台城跡の中でも来訪者が多い区域だが、来訪者は本区域の北東部で市街地を眺めるに留まっており、回遊性が低い。	→サイン施設や動線の整備を行い、回遊性を向上させ、来訪者が仙台城跡の価値を理解できる環境を整備する。併せて、イベント等への活用を検討する。
		仙台城見聞館と、本丸北壁の石垣モデルの展示は限定的な内容であり、仙台城跡全体の回遊に繋がらない。	→来訪者に仙台城跡の魅力を伝え、理解を促すとともに、史跡全体の回遊性に資する展示を目指す。
		大広間跡の遺構表示は、経年劣化等により、部分的な損傷がみられる。	→遺構表示を日常的に点検し、補修や応急的な措置等を行い、安全性の徹底を図る。
		区域内の石垣について、維持管理の基本台帳となる石垣カルテが未作成である。	→関係部局と連携して石垣カルテ等を作成し、き損等が発生した場合は補修等を行う。
④ 本丸縁辺地整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>曲輪</li> <li>区域内の遺構</li> <li>石垣</li> <li>城郭の一部としての自然地形</li> <li>区域内の出土遺物</li> <li>眺望</li> </ul>	本丸東側崖面の縁辺部は現在も大雨等により崩落が続いているが部分的な補強工事に留まっている。	→崖地の定期的な点検により崩落状況の把握に努め、崩落が認められる場合は、関係部局と連携して早急に補強工事等を行う。また、来訪者に危険性を周知し安全性を確保する。
		発掘調査が一部に留まっており、区域内の実態が明らかになっていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		植生が市街地への眺望を阻害し、かつ遺構等への影響も懸念される。	→遺構保護・地形保全・眺望確保のため植生修景方針に基づく修景（植生）を継続的に行う。
		来訪者から関連歴史資産との関連性や位置関係などの理解が得られにくい状態である。	→修景（植生）による眺望確保に伴い、眺望サイン等を設置する。
⑤ 本丸北西部整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>曲輪</li> <li>区域内の遺構</li> <li>石垣</li> <li>門跡</li> <li>城郭の一部としての自然地形</li> <li>区域内の出土遺物</li> </ul>	本丸北西石垣に沿う市道を車両が通行することにより、石垣のき損が頻繁に起きている。	→車両通行規制を含めた、市道の取扱いについての協議を関係機関と行い、石垣の保護に努める。
		区域内の石垣について、維持管理するための基本台帳となる石垣カルテが未作成である。	→関係部局と連携し石垣カルテ等を作成し、維持管理を行う。また、変形やき損が認められた場合は補修や応急措置を行う。
		安全上の問題から区域内への市道側からの来訪者の立ち入りを規制しており、本質的価値等の周知が十分にできていない。	→西門跡などを見学しながら安全に回遊できる動線の整備、サイン等の整備を目指し、来訪者の理解を促す。 →既設の解説サインについて、見学動線に配慮した設置場所およびデザインの検討を行い、適切な整備を目指す。



### C 大手門整備ゾーン

大手門跡を中心とした、二の丸跡や扇坂、中島池跡を含む一体的な歴史的景観と、藩政の中核としての二の丸について理解を深めるゾーンです。主に各種調査成果に基づく歴史的建造物の再現と遺構の整備を行います。

#### ⑥大手門整備区域

石垣や昭和42年再建の大手門脇櫓を構成要素とした区域です。大手門、大手門脇櫓、勘定所、七十間兵具蔵等が存在したと考えられています。

#### ⑦二の丸詰門整備区域

青葉山公園の一部として活用されている区域です。二の丸の正面にあたる詰門等が存在したと考えられています。

#### ⑧扇坂下整備区域

藩庁となる二の丸に出仕する藩士の登城口として使われた区域です。現在は仙台市博物館の第二駐車場として使用されています。

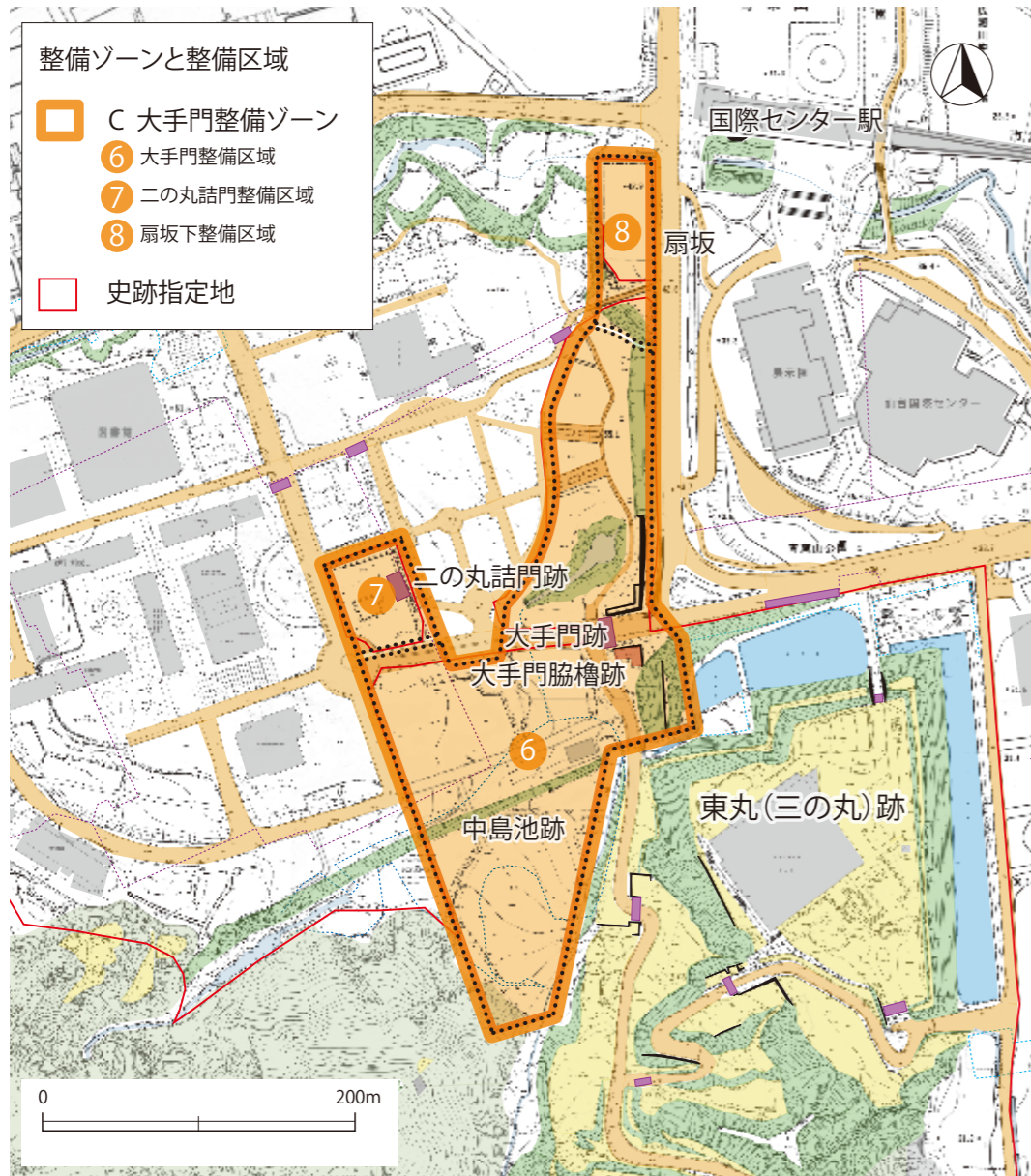


図 7-4 C 大手門整備ゾーン



大手門跡周辺



二の丸詰門跡周辺



扇坂下跡周辺

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑥ 大手門整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>曲輪</li> <li>区域内の遺構</li> <li>石垣</li> <li>門跡</li> <li>登城路</li> <li>中島池跡</li> <li>城郭の一部としての自然地形</li> <li>区域内の出土遺物</li> </ul>	発掘調査は一部でのみ実施しており、大手門跡や中島池跡等の実態が明らかになっていないため未整備箇所がある。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		大手門および大手門脇櫓の復元は市民等からの要望も寄せられているが、これまで実現に至っていない。	→大手門および大手門脇櫓の復元を目指し、必要となる各種調査を計画的に実施する。
		大手門跡直上を市道が通っており、復元が出来ない状態となっている。	→大手門復元に向けて車両通行規制を含めた市道仙台城跡線の取扱いについての協議を関係機関と行い、問題解決を目指す。
		過年度の石垣修復工事時の石材が保管されており、中島池跡の整備と整備工事ヤードとしての使用を妨げる可能性がある。	→中島池跡の整備を実施する際と、中島池跡とその周辺を整備工事ヤードとして使用する際には関係部局と連携し、保管石材の取り扱いの検討を行う。
		繁茂した植生が本質的価値の顕在化を阻害している。	→本質的価値の顕在化に向けて、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。
⑦ 二の丸詰門整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内の遺構</li> <li>門跡</li> </ul>	絵図から二の丸詰門等が存在したと考えられるが、未調査であるため、遺構に関する整備が行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		繁茂した植生により、仙台城跡の一部であることが認識しにくくなっている。	→本質的価値の顕在化に向けて、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。
⑧ 扇坂下整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内の遺構</li> <li>区域内の出土遺物</li> </ul>	区域の北側は未調査の区域のため、実態が不明であり、遺構に関する整備が行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		本区域は史跡指定地の中で、国際センター駅から最も近い箇所であり、現在区域の北側は仙台市博物館の第二駐車場として利用されている。	→国際センター駅からの最寄りの史跡指定地として、駅からの誘導と仙台城跡の理解を促すサインおよび便益施設等の整備を目指す。
		道路境界の植栽等により、空間としての認知度が低く、西側では植生の繁茂により地形が不明確であり、き損も懸念される。	→本質的価値の顕在化と地形保全に向けて、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。 →植栽や既存フェンス柵の撤去等による環境整備を目指す。





D 東丸（三の丸）整備ゾーン

堀や土塁といった城郭における外構の形状や規模と、その防御性について理解を深めるゾーンです。主に各種調査成果に基づいた堀や土塁の顕在化、歴史的建造物の再現や、遺構の整備を行います。

⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域

堀と土塁により区画された曲輪を構成要素とした区域です。築城期には、藩主の屋敷や庭園があり、二の丸造営以降は米蔵を置く蔵屋敷として幕末まで使用されました。現在、仙台市博物館が設置されており、仙台城跡のガイダンス施設の役割を果たしています。

⑩東丸（三の丸）外構整備区域

曲輪を区画する堀と土塁を構成要素とする区域です。堀は、御清水から生じた湧水を水源としており、藩政期には巽門の南東にもカギ型の堀がありましたが、現在は埋没しています。

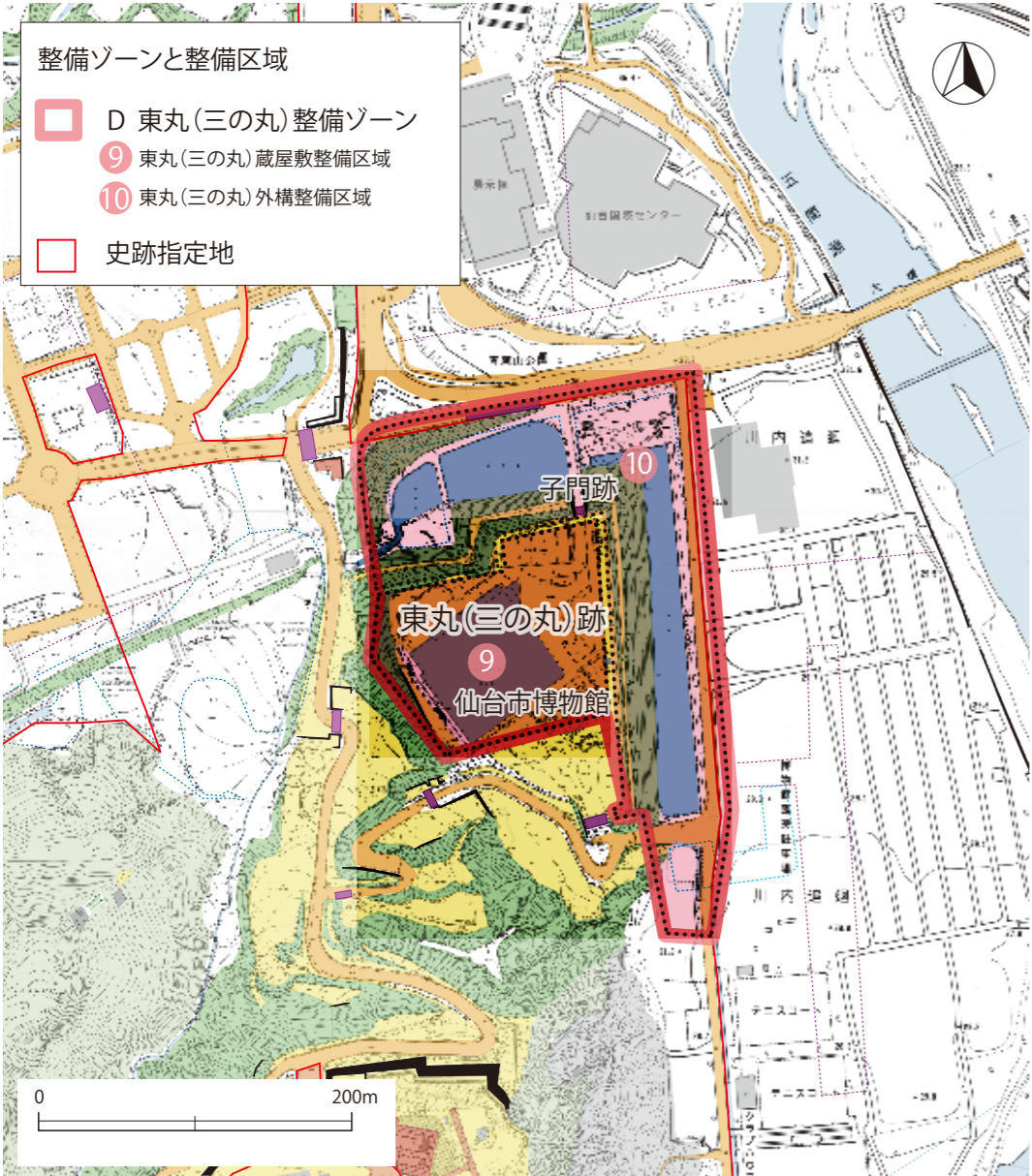


図 7-5 D 東丸（三の丸）整備ゾーン



仙台市博物館



子門周辺



水堀（五色沼）と土塁



水堀（長沼）と土塁



植生の繁茂する土塁



東丸（三の丸）東側土塁

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>曲輪</li> <li>区域内の遺構</li> <li>石垣</li> <li>区域内の出土遺物</li> </ul>	発掘調査は一部でのみ実施しており、本区域の構造や歴史の変遷等の実態が明らかになっていないため、遺構に関する整備が行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		仙台市博物館は仙台城跡のガイダンス施設として、来訪者に対して史跡への理解を促す展示を行っている。	→仙台城跡に関するガイダンス機能の更なる向上に向けて展示内容等のより一層の充実を図るとともに、史資料調査および発掘調査による成果と史跡整備の成果を反映した展示を行う。
		仙台市博物館は築 34 年が経過しており、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）での被災と経年劣化のため、令和 3～5 年に長寿命化改修を実施する。	→改修後も定期点検を実施し、その結果損傷等が認められた場合、来訪者の安全性確保と展示物の保護のため、修繕等を行う。
⑩東丸（三の丸）外構整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>石垣</li> <li>土塁</li> <li>堀跡</li> <li>門跡</li> </ul>	繁茂した植生により、遺構や地形への影響が懸念され、土塁等の遺構が認識しにくくなっている。	→遺構保存と本質的価値の顕在化に向けた、植生修景方針に基づく修景（植生）を継続的に行う。
		巽門跡南東堀（馬出堀）は埋没しており、堀の旧状等が不明である。	→各種調査により堀の実態が明らかになった場合は調査成果に基づく検討を行い、堀の復元を目指す。
		曲輪の北の虎口としての子門跡や、土塁上の土塀について周知および整備が不十分である。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった門や土塀等の遺構の整備を目指す。



E 登城路整備ゾーン

登城路を中心とした、城郭の構造と景観について理解を深めるゾーンです。主に往時の路面や形状等の構造を理解できる整備を行います。

⑪登城路整備区域

山上の本丸へ至る登城路が存在し、城郭の防衛上重要な区域であったと考えられます。現在は改変を受けて市道として利用されています。

⑫造酒屋敷整備区域

巽門の西側に位置する曲輪で、藩政期の造酒屋敷が存在していた区域です。礎石建物跡や井戸跡の他、木簡等が出土しています。



巽門登城路



造酒屋敷跡



大手門登城路

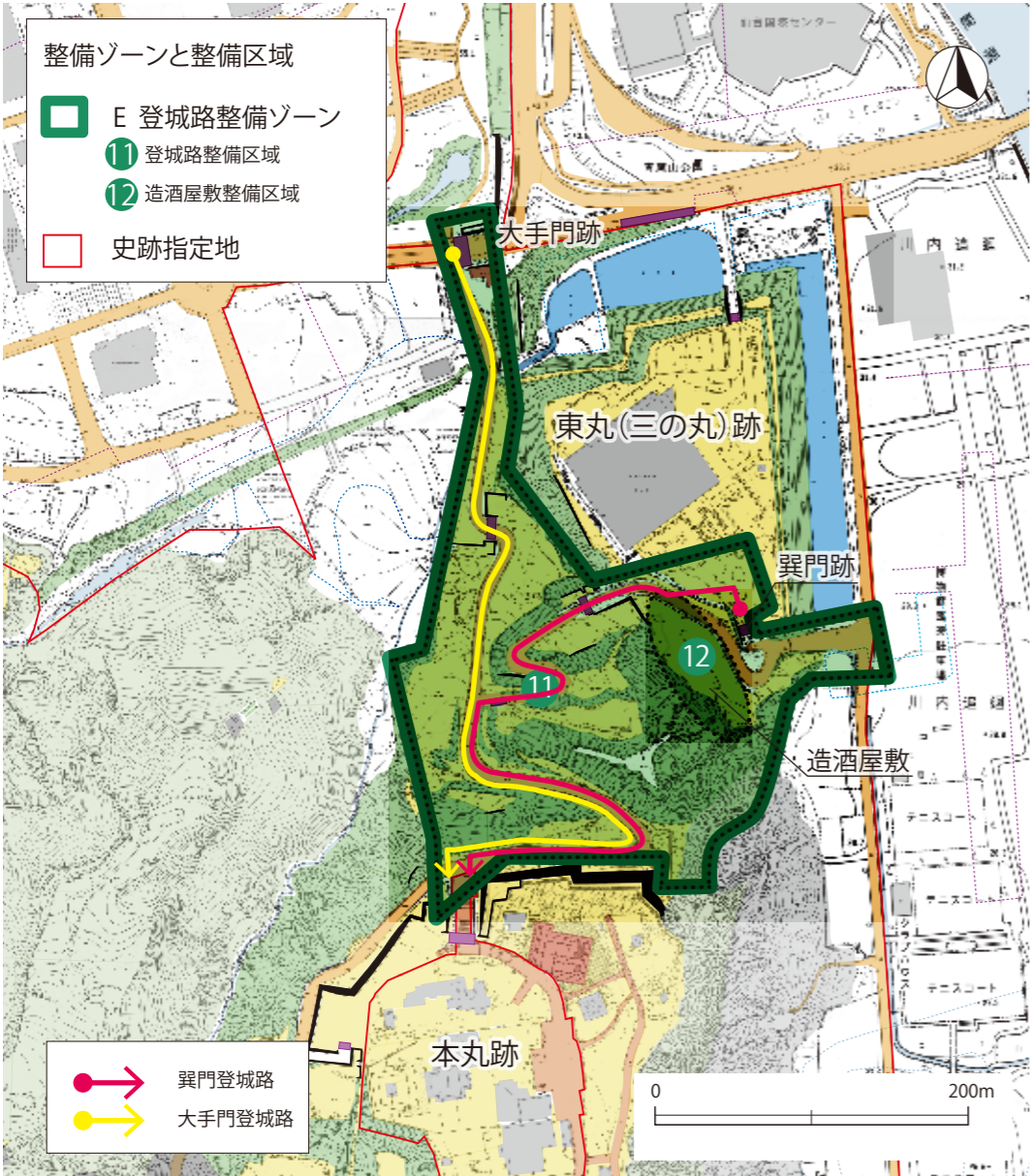


図 7-6 E 登城路整備ゾーン

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑪登城路整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・曲輪</li> <li>・区域内の遺構</li> <li>・石垣</li> <li>・土塁</li> <li>・門跡</li> <li>・登城路</li> <li>・城郭の一部としての自然地形</li> <li>・区域内の出土遺物</li> </ul>	大手門跡からの登城路（大手門登城路）は車両の通行が多く事故が多発しており、史跡の本質的価値である石垣のき損が発生しているだけでなく、歩行者の安全性も危惧される。また、排気ガスによる天然記念物への影響も懸念される。	→車両通行規制を含めた、市道仙台城跡線の取扱いについての協議を関係機関と行い、問題解決を目指す。
		巽門登城路は、改変を受けて一部往時の形状と異なっている。	→実態解明のため継続的な発掘調査を計画的に実施する。調査成果に基づき、登城路の形状が明確となる整備を行う。
		登城路の便益施設およびサイン施設が不足している。	→便益施設を新たに設置し、快適に散策できる整備を行う。また、本区域の整備に伴ってサイン施設の設置も行う。
		門跡や石垣、石組側溝や井戸跡などの遺構の実態が明らかでないため、遺構に関する整備が十分に行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		曲輪の虎口として、巽門跡の遺構表示は行われているが、虎口としての周知・整備が十分に行われていない。	→関係部局と連携のうえ、虎口の再現と巽門の復元を目指す。
		繁茂した植生により、遺構および地形、来訪者の安全性への影響が懸念される。また、城郭の基本的構造や来訪者の見通しを遮るほか、大手門整備区域から本丸北壁石垣への眺望も阻害している。	→遺構保護・安全確保・本質的価値の顕在化・眺望確保に向けた、植生修景方針に基づく修景（植生）を継続的に行う。
⑫造酒屋敷整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城郭の一部としての自然地形</li> <li>・造酒屋敷跡の遺構・遺物</li> </ul>	各種調査を実施し、実態が明らかになりつつあるが、部分的に不明な点があり、理解を促すための整備および活用が図られていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。また、城内で酒造りを行った空間であることを考慮したイベント等を開催する等、効果的な活用を目指す。
		崖面や崖面付近から常時湧水が見られ、一部が湿地状となっており、自由な回遊と活用を行うことができない状態である。	→湿地状部の乾陸化に向けて、排水施設の整備を検討し、実施する。
		繁茂した植生により、遺構や地形および来訪者の安全性への影響が懸念される。	→遺構保存と安全確保に向けた、植生修景方針に基づく修景（植生）を継続的に行う。
		区域西側の法面は岩盤が露出しており、直上に堆積する土砂の崩落および倒木が懸念される。	→定期的に安全確認を行い、異常の有無の把握に努める。必要に応じて、範囲や工法を検討のうえ崖面の保全整備を行う。



## F 崖地整備ゾーン

自然地形を利用した山城的性格を持つ城郭としての景観の理解を深めるゾーンです。遺構保存と景観保全の面から、本丸跡周辺の崖地保全の整備を行います。

### ⑬ 追廻厩整備区域

本丸東側の自然崖の裾野部分にあたる区域です。追廻馬場に隣接していることから、厩が存在したと考えられています。現在は隣接するテニスコート利用者のための駐車場が設置されています。

### ⑭ 崖地整備区域

本丸跡東・南側、広瀬川とその支流である竜の口溪谷の自然崖からなる区域です。これらの自然地形は本丸の防衛上の機能を果たしていました。藩政期には、広瀬川が本丸東側の崖下を通っていましたが、現在は河道が東へ移動し、旧河道部分（図 2-9 P22 参照）は公園として利用されています。

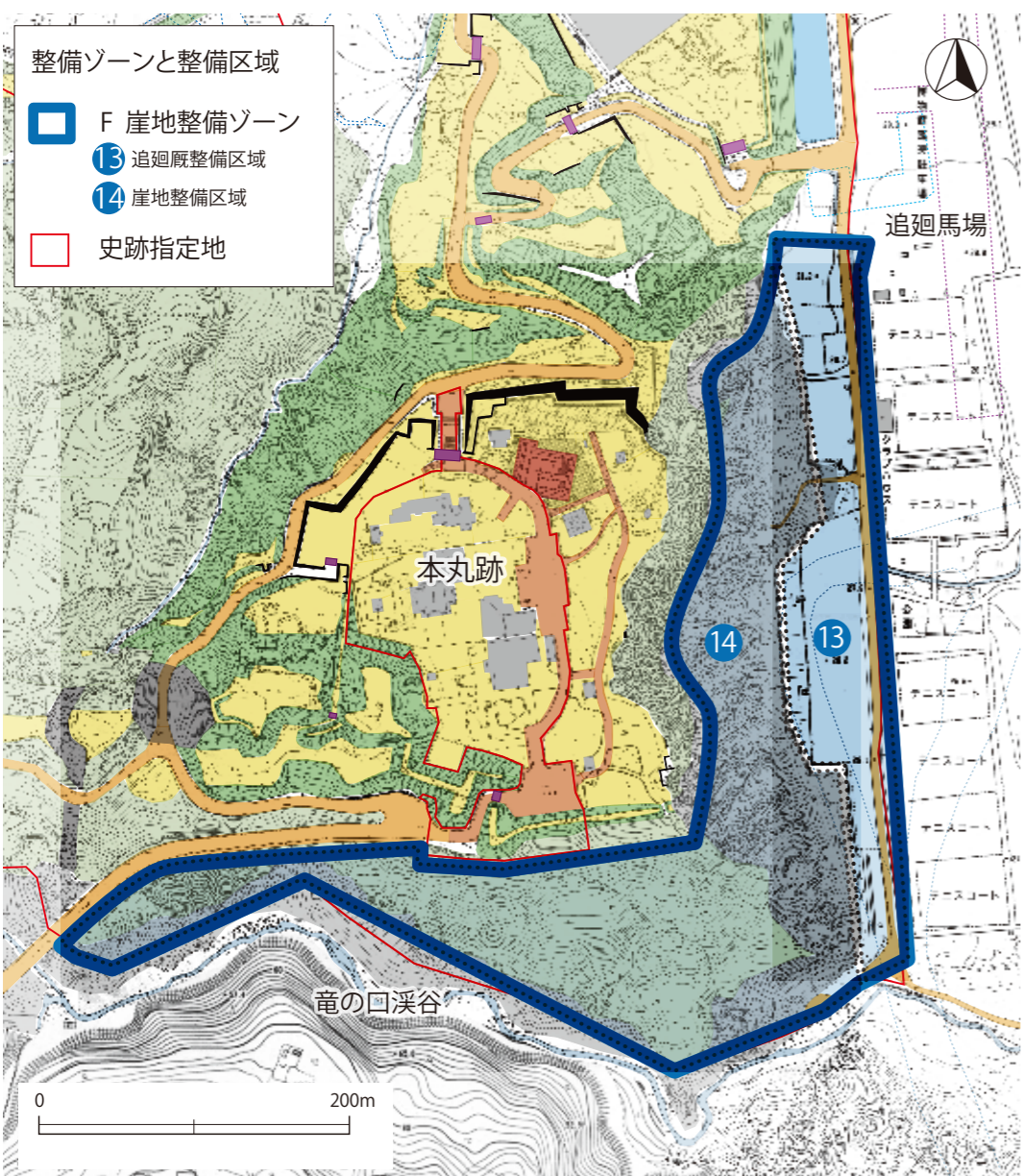


図 7-7 F 崖地整備ゾーン



本丸東側崖地（ドローン撮影）



本丸東側崖地（1）



本丸東側崖地（2）



本丸東側崖下の駐車場



本丸東側崖下の蛇籠



竜の口溪谷崖地

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑬ 追廻厩整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>堀跡</li> <li>城郭の一部としての自然地形</li> </ul>	史跡指定地内にテニスコート用の駐車場が設置されており、利用状況として望ましい状態ではない。	→当面はテニスコート用駐車場として維持し、将来的な取扱いについては関係部局と検討する。
		絵図により本区域に存在したと考えられる厩や河道との境界等が不明である。	→計画的な各種調査を行い、その成果を積極的に公開するとともに、利活用の方針を検討する。
		崖面を見学するための動線設定とサインが不十分である。	→城の防御施設である崖面を来訪者が安全に見学できるよう、動線設定とサイン等の整備を目指す。
⑭ 崖地整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>曲輪等の全体的地形</li> <li>城郭の一部としての自然地形</li> </ul>	崖地の崩壊が進むことにより、遺構の滅失や来訪者の安全性への影響が懸念される。	→崖地補強工事の範囲や工法について検討する。
		崖地から本丸縁辺にかけての樹木の繁茂により、遺構や地形への影響が懸念され、市街地から城への眺望が阻害されている。	→遺構保護・本質的価値の顕在化・眺望確保に向けた、植生修景方針に基づく修景（植生）を継続的に行う。



## ○整備ゾーンに含めない範囲

仙台城跡には、「史跡指定地」と「史跡指定を目指す範囲」があります（図 1-1 P2 参照）。「史跡指定地」のうち、所有者との調整等が必要な土地については、今回の整備ゾーンに含めませんが、土地所有者と連携し、現状の維持管理に努めます。また、「史跡指定を目指す範囲」についても、今回の整備ゾーンには含めませんが、遺構保存と活用が図られるよう関係者等と調整します。

### ア. 史跡指定地

史跡指定地のうち整備ゾーンに含めない範囲は、本計画の計画期間では、現状の維持管理に努め、将来的に整備手法等の検討を行うこととします。範囲と本計画の計画期間における方針は、下記の通りです。

#### [平成 22 年度追加指定地（二の丸跡西部）]

この区域は、二の丸跡の西端部から二の丸跡外にかけての区域であり、二の丸跡の外郭を区画する堀跡や溝跡、武家屋敷跡などの存在が想定されます。現在は、更地や山林となっています。

二の丸詰門整備区域と離れており、二の丸跡の主要な殿舎からも離れていることから、史跡全体から見て整備の優先度は低く、そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

#### [平成 24 年度追加指定地（本丸跡西部）]

この区域は、平成 24 年度に追加指定された区域の南西部にあたります。本丸跡の西辺部の区域であり、切通や平場等の遺構があります。現在は、山林となっています。

園路やサイン施設等の整備については関係者と協議が必要なため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

#### [御裏林（水系整備ゾーンを除く範囲）]

この区域は、天然記念物青葉山に指定され、東北大学植物園として東北大学によって管理されています。区域内には、本丸跡へ続く尾根を遮断する堀切をはじめ、中世山城期に造成されたと考えられる遺構などが存在しています。当該区域は、史跡指定地に加え天然記念物指定地であることから、関係機関と調整を行い、整備の在り方を検討する必要があります。

そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、東北大学植物園の活用事業との連携を図るとともに、遺構の測量などの調査を計画的に実施しながら将来的な整備の手法を検討していきます。

### イ. 史跡指定を目指す範囲

「史跡指定を目指す範囲」については、開発行為がある場合は、事前の発掘調査を前提とし、遺構に与える影響が最小限となるよう、引き続き協力を求めます。追加指定後は、本計画におけるいずれかの適切な整備ゾーンに設定し、その整備方針に基づいて、整備手法の検討等を行います。



## 【ゾーニングおよび本質的価値と保存地区区分の関係】

仙台城跡は指定範囲が広く、城郭の遺構が残る部分と自然地形の部分があるなど、多様な様相であるため、指定地および指定を目指す範囲について保存地区を「史跡仙台城跡保存活用計画」(P. 146～150)で以下のとおり設定しました。

## (1) 第一種保存地区

主要な曲輪の範囲（第一種保存地区1）と天然記念物指定範囲（第一種保存地区2）

## (2) 第二種保存地区

本丸周囲の崖地、本丸東側の旧河道部分

## (3) 第三種保存地区

車両通行のある市道部分

## (4) 第四種保存地区

将来史跡指定を目指す範囲

上記の保存地区区分と、本節で設定した整備ゾーンおよび整備区域、第4章で整理した「仙台城跡の本質的価値」との関係性は下記の表のとおりです。

表 7-2 整備ゾーン・整備区域と保存地区・本質的価値との関係

整備ゾーン	整備区域	保存地区	本質的価値
A	①御裏林整備区域	第一種保存地区1・2	1 5
	②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域	第一種保存地区1	1
B	③本丸御殿整備区域	第一種保存地区1	1 2 3 4
	④本丸縁辺地整備区域	第一種保存地区1	1 2 4
	⑤本丸北西部整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	1 2 3
C	⑥大手門整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	1 2 3 5
	⑦二の丸詰門整備区域	第一種保存地区1	1 2 5
	⑧扇坂下整備区域	第一種保存地区1	1
D	⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	第一種保存地区1	1 3 4
	⑩東丸（三の丸）外構整備区域	第一種保存地区1	1 3
E	⑪登城路整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	1 3
	⑫造酒屋敷整備区域	第一種保存地区1	1 4
F	⑬追廻厩整備区域	第一種保存地区1	1
	⑭崖地整備区域	第二種保存地区	1 5